

令和元年度

介護保険サービス事業者 集団指導

資料

共通事項

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室

目 次

1	介護給付費等の請求	1
2	介護電子媒体化ソフト	2
3	伝送による請求の事前チェック機能の活用方法	3
4	支払決定の通知	8
5	支払決定額通知書帳票等	9
6	介護給付費明細書の取下げ	20
7	過誤申立	21
8	摘要欄記載事項	25
9	月額包括報酬の日割り請求にかかる適用	33
10	サービス種類と適用可能公費の関係	38
11	介護予防・日常生活支援総合事業	39

介護給付費等の請求について

令和元年11月

和歌山県国民健康保険団体連合会

1 介護給付費等の請求

(1) 請求の受付

CD-R等による請求・・・毎月10日まで（10日が土・日・祝日の場合も午後5時まで開所しています）
 伝送による請求・・・毎月10日午後11時59分まで

令和元年度（平成31年4月～令和2年3月受付分）締切日

平成31年4月	10日（水）
令和 元年5月	10日（金）
6月	10日（月）
7月	10日（水）
8月	10日（土）（開所）
9月	10日（火）
10月	10日（木）
11月	10日（日）（開所）
12月	10日（火）
令和 2年1月	10日（金）
2月	10日（月）
3月	10日（火）

※郵送及び宅配便等の受付についても、締切日必着です。

※6月8日（土）・2月8日（土）は開所しています。

※本ホームページ <http://www.kokuhoren-wakayama.or.jp/>にも掲載しています。

(2) 請求の方法

・電子請求が原則

サービス事業所・施設は介護給付費請求を原則として伝送または磁気媒体の提出（電子請求）により行う。（厚生省令第20号）

I SDN・紙媒体での請求は平成30年3月で廃止（紙は一部例外を除く）

・磁気媒体での請求

CD-R、FD、MOでの請求

※磁気媒体で提出する場合、媒体に事業所番号・事業所名称・サービス提供年月を必ず記載してください。

2 介護電子媒体化ソフト



介護電子媒体化ソフト(Ver.3)

簡単な操作で請求明細書の作成ができる便利なソフトです
 パソコンのディスプレイ上の紙請求様式イメージに、紙請求様式とほぼ同じ感覚で画面入力を行うことにより、電子化された請求明細書を作成することができます。

介護電子媒体化ソフトで作成可能な請求明細書

- 居宅療養管理指導（様式第二）
- 福祉用具貸与（様式第二）
- 介護予防居宅療養管理指導（様式第二の二）
- 介護予防福祉用具貸与（様式第二の二）

・「主治医意見書請求書」の作成機能も有しておりますが、使用しないで下さい。
 （現在、環境が整っていないため、電子媒体での受付をすることができません。
 従前どおり紙によりご請求をお願いします。）

・対応している請求方式は電子媒体（CD-R、FD、MO）のみです。

・複数の公費の請求には対応しておりません。

・請求明細書の給付費明細欄に記載できる行数は20明細までです。

・被保険者の作成数は100名までです。

介護電子媒体化ソフトの入手から国保連合会送付まで

①国保連合会から介護電子媒体化ソフトのパッケージ媒体、

マニュアル等入手します

↓
 ②介護電子媒体化ソフトをインストールします

↓
 ③介護電子媒体化ソフトで、請求明細書に必要な情報の画面入力を行います

↓
 ④必要な情報が入力された請求明細書をCD-R等に保存します

↓
 ⑤国保連合会にCD-R等を提出します

対応OS

- ・Windows 7 Starter ServicePack1 (32ビット版)
 - ・Windows 7 Home Premium ServicePack1 (32ビット版/64ビット版)
 - ・Windows 7 Professional ServicePack1 (32ビット版/64ビット版)
 - ・Windows 8.1 Update (64ビット版)
 - ・Windows 8.1 Pro Update (64ビット版)
 - ・Windows 10 Home (32ビット版/64ビット版)
 - ・Windows 10 Pro (32ビット版/64ビット版)
- Ver. 2から対応となりました！**

詳しくは、和歌山県国保連合会介護保険係(TEL 073-427-4665)までお問い合わせください。

